

申請に基づく処分に係る審査基準及び標準処理期間（法令）

法令名及び条項	処分の概要	担当課名
児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の20第1項	指定障害児通所支援事業者の指定の変更	障がい福祉課

- 1 審査基準は、児童福祉法第21条の5の15第3項各号に該当しないこと、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生労働省令第11号）、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号）、盛岡市社会福祉施設等の人員、設備、運営等に関する基準等を定める条例（令和6年盛岡市条例第15条）を審査基準とする。
- 2 標準処理期間は、60日とする。

備考 法令に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。